

# 栃木県栄養士会個人情報保護に関する要綱

〔令和5年6月22日制定〕

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人栃木県栄養士会（以下「栄養士会」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(栄養士会の責務)

第2条 栄養士会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、その他の関連法令及びガイドライン等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴（DNA、容貌、声帯、指紋等）を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等）

(3) 「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次のいずれ

かの記述等が含まれるものをいう。

ア 本人の人種、信条又は社会的身分

イ 病歴

ウ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

エ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（この号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（この号において「健康診断等」という。）の結果

オ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

カ 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

キ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

ク 本人を、罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(4) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(5) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 「保有個人データ」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(7) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 「会員等」とは、栄養士会の会員、書記及び事務局長の他、栄養士会との雇用関係の有無を問わず、直接又は間接に栄養士会の指揮監督を受けて栄養士会の事業及び業務に従事しているすべての者をいう。

## 第2章 管理体制等

(組織体制)

第4条 栄養士会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する総括個人情報保護責任者を置き、事務局長がこれに当たる。

2 栄養士会は、個人情報の取扱いに関して責任を有する個人情報保護責任者を事務局、支部、協議会及び部に置き、事務局長、支部長、協議会長及び部総括がこれに当たる。ただし、総務部の個人情報保護責任者は事務局長が兼ねる。

(総括個人情報保護責任者)

第5条 総括個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他栄養士会における個人情報に関する全ての権限と責務を有する。

- (1) この要綱の会員等への周知
- (2) 個人情報に関する安全対策の策定・実施
- (3) 個人情報の適正な取扱いの維持・推進などを目的とした諸施策の策定・実施
- (4) 事故発生時の対応策の策定・実施
- (5) 個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
- (6) その他栄養士会全体における個人情報の安全管理に関すること

(個人情報保護責任者)

第6条 個人情報保護責任者は、この要綱に定められた事項を理解、遵守し、栄養士会における個人情報の保護について総括個人情報保護責任者を補佐するとともに、次に掲げる事項の責任と権限を有する。

- (1) 個人情報、この要綱に基づき適正に取り扱われるよう、会員等に対する必要かつ適切な監督
- (2) 個人情報の取扱状況の把握及び記録等の管理
- (3) 委託先における個人情報の取扱状況等の監督

(会員等の役割・責任)

第7条 会員等は、個人情報等の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は「委託処理」等、個人情報を取扱う業務に従事する際、個人情報保護法、その他の関連法令、ガイドライン及びこの要綱及びその他の栄養士会規程等並びに個人情報保護責任者の指示した事項に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 会員等は、入会在職中のみならず、退会退職後においても、職務上知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 会員等は、個人情報の漏えい等、個人情報保護法、その他の関連法令、ガイドライン又はこの要綱又はその他の栄養士会規程等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合、速やかに個人情報保護責任者に報告するものとする。

4 会員等は、個人情報を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならないものとする。

(教育・研修)

第8条 栄養士会は、会員等に対して、この要綱を遵守させるために、定期的な研修の実施及び情報提供を行い、個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第9条 個人情報保護責任者は、年1回以上の頻度又は臨時に個人情報の取扱状況を確認しなければならない。

2 総括個人情報保護責任者は、個人情報保護責任者に対し、確認の結果の報告を求め

ることができる。

- 3 総括個人情報保護責任者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善等に取り組むものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 総括個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故(以下「漏えい事案等」という。)が発生した場合又はその可能性が高いと判断した場合は、この要綱に基づき適切に対処するものとする。

- 2 総括個人情報保護責任者は、個人情報保護責任者と連携して漏えい事案等に対応する。

- 3 総括個人情報保護取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、当該漏えい事案等の対象となった情報の主体に対して、事実関係の報告等を速やかに行い、必要に応じて関係機関等への報告、公表を行うものとする。

- 4 個人情報保護責任者は、漏えい事案等が発生した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

- 5 個人情報保護責任者は、他における漏えい事案等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

### 第3章 個人情報の取得・利用

(利用目的の特定)

第11条 栄養士会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 栄養士会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第12条 栄養士会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 栄養士会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第13条 栄養士会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 栄養士会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 栄養士会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
(取得の制限)

第14条 栄養士会は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 栄養士会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報

報を取得する場合

- (7) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

#### 第4章 安全管理措置

(データ内容の正確性の確保)

第15条 栄養士会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第16条 栄養士会は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、以下の安全管理措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データを取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- (2) 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第17条 栄養士会は、個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 持出しデータの暗号化、パスワードによる保護
- (2) 封緘又は目隠しシールの貼付、その他これらと同等の漏えい防止策

(記録媒体等の廃棄・削除)

第18条 個人情報の廃棄・削除における記録媒体等の管理は、次のとおりとする。

- (1) 個人データが記載された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、焼却、溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
- (2) 個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

(アクセス制御)

第19条 個人データへのアクセス制御は、次のとおりとする。

- (1) 個人データを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- (2) ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人データを取り扱う情報システムを使用できる者を限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第20条 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、会員等が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第21条 栄養士会は、次の各号に規定する方法により、情報システムを外部からの

不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法  
(情報漏えい等の防止)

第22条 栄養士会は、個人データをインターネット等により外部に送信する場合、次の各号に規定する方法により個人データの情報漏えい等を防止するものとする。

- (1) 通信経路における情報漏えい等の防止策  
通信経路の暗号化
- (2) 情報システムに保存されている個人データの情報漏えい等の防止策  
データの暗号化又はパスワードによる保護  
(委託先の監督)

第23条 栄養士会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託に伴う措置)

第24条 栄養士会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書等に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課さなければならない。

- (1) 安全管理措置を講じること
- (2) 従業者等の監督
- (3) 委託した事業の再委託の禁止
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- (9) 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置

## 第5章 第三者提供の制限

### (第三者提供の制限)

第25条 栄養士会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 栄養士会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 栄養士会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

### (第三者提供に係る記録の作成等)

第26条 栄養士会は、個人データを第三者（個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる国の機関等を除く。）以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。



3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第27条 栄養士会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第25条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 栄養士会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 本人の同意を得ている旨(個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。)

(2) 第1項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するとともに、その作成の日から3年間保存しなければならない。

## 第6章 個人情報の開示

(個人情報の開示)

第28条 栄養士会は、本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、開示を求められた(以下「開示請求」という。)ときは、遅滞なく開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 開示をすることにより、栄養士会の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合

(3) 法令等により、本人に開示することができないと認められるとき。

2 開示請求は、本人に代わって法定代理人又は本人から委託された代理人等によって行うことができる。

(開示の手続き)

第29条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、栄養士会に対して、個人情報開示請求書(別記様式1号)を提出しなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、栄養士会に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で、別に定めるものを提出又は提示しなければならない。

(開示の決定等)

第30条 栄養士会は、開示請求があったときは、速やかに開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定(同条第3項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人データが記録された請求対象文書を保有していないときの当該決定を含む。)をし、遅滞なく個人情報開示決定通知書(別記様式2号)により、その旨通知するものとする。

2 栄養士会は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面により、その理由を示すものとする。

3 栄養士会は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示の方法)

第31条 開示は、本人に対し、書面の交付による方法により行う。ただし、開示の求めを行った者が同意した方法がある時は、当該方法とする。

2 栄養士会は、開示請求に係る保有個人データに、第28条第1項のいずれかに該当する非開示情報と、それ以外の個人情報とがある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

## 第7章 個人情報の訂正等

(訂正等)

第32条 栄養士会は、本人、法定代理人等から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を個人情報訂正等請求書(別記様式3号)の提出により求められた場合には、遅滞なく、その内容の訂正等に関して必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 栄養士会は、前項の規定に基づき求められた当該保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、個人情報訂正等結果通知書(別記様式4号)により請求者に対し通知しなければならない。

3 栄養士会は、前項の規定により、本人から請求を受けた措置の全部若しくは一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(利用停止等)

第33条 栄養士会は、本人、法定代理人等から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データ利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」とい

う。)を個人情報訂正等請求書の提出により求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 栄養士会は、本人、法定代理人等から、当該保有個人データの第三者への提供の停止を個人情報訂正等請求書の提出により、求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 栄養士会は、第1項の規定に基づき求められた当該保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた当該保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、個人情報訂正等結果通知書により請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 前条第3項の規定は本条に準用する。

(費用負担)

第34条 栄養士会は、個人情報の写しの交付に要する実費について、請求者に負担を求めることができる。

## 第8章 苦情処理

(苦情の処理)

第35条 開示請求者又は訂正等の請求者は、第30条第1項による開示決定等、第32条第2項による訂正決定等及び第33条第3項による利用停止決定等について不服があるときは、栄養士会に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)ができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

3 栄養士会は、第1項の異議申出があった場合は、当該異議申出のあった日から原則として30日以内に対象となった開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 栄養士会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行うことができないと認められる場合には、前項の期間以後、更に30日以内に限り延長することができる。

## 第9章 その他

(他の法令による開示請求等)

第36条 他の法令等の規定により、栄養士会に対して個人情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

## 個人情報開示請求書

年 月 日

栃木県栄養士会会長 様

|         |   |
|---------|---|
| 氏 名     | ⑩ |
| 住 所     |   |
| 電 話 番 号 |   |

栃木県栄養士会個人情報保護に関する要綱第29条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 開示する個人情報の件名・内容                 |  |
| 開示の方法                          | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付   |
| 請求者の区分                         | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人<br><input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人が委任した代理人 |
| 本人の氏名・住所・電話番号 (代理人による請求の場合は記入) | 氏名<br>住所<br>電話番号   |

|           |  |
|-----------|--|
| ※本人確認     | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ※代理人資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状<br><input type="checkbox"/> その他 ( )    |

|      |  |
|------|--|
| ※備 考 |  |
|------|--|

記入上の注意

- 1 各欄に必要事項を記入し、□のある欄は該当箇所に✓を記入してください。
- 2 開示請求する個人情報の内容は、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 本人が請求する場合は、請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 4 代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類（戸籍抄本、登記事項証明書、委任状等）を提出又は提示してください。
- 5 ※の項は、記入しないでください。

## 個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

栃木県栄養士会会長

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおり【開示・一部開示・非開示】とすることと決定しましたので通知します。

|                               |      |          |
|-------------------------------|------|----------|
| 開示請求に係る<br>個人情報               |      |          |
| 開示決定の内容                       | 全面開示 | 一部開示 非開示 |
| 開示をしない部分、<br>非開示にあつては<br>その理由 |      |          |
| 開示の実施の方法                      |      |          |
| 開示実施の日時及び<br>場所               | 日時   |          |
|                               | 場所   |          |

|           |  |
|-----------|--|
| ※本人確認     | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ※代理人資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状<br><input type="checkbox"/> その他 ( )    |

- 1 個人情報の開示を受ける際には、窓口でこの通知書を提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し又は提示してください。
- 2 代理人が開示を受ける場合は、代理人自身の1に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出又は提示してください。
- 3 上記の日時においていられない場合は、あらかじめ御連絡ください。
- 4 ※の項は、記入しないでください。

個人情報訂正等請求書

年 月 日

栃木県栄養士会会長 様

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 氏 名     | <span style="float: right;">⑩</span> |
| 住 所     |                                      |
| 電 話 番 号 |                                      |

栃木県栄養士会個人情報保護に関する要綱第32条又は第33条の規定により、次のとおり個人情報〔訂正・追加・削除・利用停止〕を請求します。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 開示された個人情報の<br>件名・内容                   |  |
| 訂正・追加・削除・利用<br>停止を求める箇所               |  |
| 訂正・追加・削除・利用<br>停止を求める内容               |  |
| 請求者の区分                                | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人<br><input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人が委任した代理人 |
| 本人の氏名・住所・電話<br>番号（代理人による請求<br>の場合は記入） | 氏名<br>住所<br>電話番号   |

|           |   |
|-----------|---|
| ※本人確認     | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ※代理人資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状<br><input type="checkbox"/> その他（ ）    |

|     |  |
|-----|--|
| ※備考 |  |
|-----|--|

記入上の注意

- 各欄に必要事項を記入し、□のある欄は該当箇所に✓を記入してください。
- 訂正等を求める内容が真実に合致することを証明する書類を提出又は提示してください。
- 本人が請求する場合は、請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 代理人による請求の場合は、請求者であることを照明する書類に加え、資格を有することを証明する書類（戸籍抄本、登記事項証明書、委任状等）を提出又は提示してください。
- ※の項は、記入しないでください。

別記様式4号（第32条及び第33条関係）

## 個人情報訂正等結果通知書

年 月 日

様

栃木県栄養士会会長

年 月 日付けで請求のありました個人情報の[訂正等・利用停止]については、次のとおり [非訂正・訂正・追加・削除・利用停止拒否・利用停止]とすることと決定しましたので通知します。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 個人情報が記載された文書の名称    |  |
| 訂正等結果              |  |
| 非訂正、利用停止拒否の場合はその理由 |  |
| 訂正年月日              |  |